

特許証送付先

住 所

〒 5 3 0 - 0 0 4 1

大阪府大阪市北区天神橋 2 丁目北 2 番 6 号

大和南森町ビル

氏 名

特許業務法人HARAKENZO WORLD
PATENT & TRADEMA 様

特許権設定登録通知書

特許番号 第 7 1 1 6 4 9 8 号

登録日 令和 4 年 8 月 2 日

出願番号 特願 2 0 2 0 - 2 0 1 1 9 6

出願日 令和 2 年 1 2 月 3 日

請求項の数 2 4

納付年分 第 3 年分まで

受領金額 1 7, 2 5 0 円

受領日 令和 4 年 7 月 2 2 日

特許料軽減申請により、特許料を軽減しました。

重 要

特許料の納付について

・特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から 2 0 年）までの各年について所定の特許料の納付が必要です。

なお、**第 4 年分以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願いします。※**

この通知を保管し、右側の特許料納付期限日の表で納付期限を確認してください。（自動納付制度もありますので、特許庁ホームページを参照してください。）
・第 4 年以降の各年分の特許料は、登録日の翌日を起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の特許料が必要です。
・納付期限日までに納付できなかったときは、その期間の経過後 6 ヶ月以内であれば特許料を追納することができます。

・追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要です。

・追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。

・特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ

<https://www.jpo.go.jp/index.html>

※【重要】特許（登録）料等の納付期限日を忘れないために電子メールにて納付期限が近づいたことをお知らせするサービスがあります。利用については、以下を参照ください。

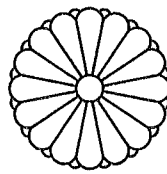
『特許（登録）料支払期限通知サービスについて』
https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/kigen_tsuchi_service.html

特許料納付期限日

納付年分	納付期限日
第 4 年分	令和 7 年(2025年) 8 月 2 日
第 5 年分	令和 8 年(2026年) 8 月 2 日
第 6 年分	令和 9 年(2027年) 8 月 2 日
第 7 年分	令和 1 0 年(2028年) 8 月 2 日
第 8 年分	令和 1 1 年(2029年) 8 月 2 日
第 9 年分	令和 1 2 年(2030年) 8 月 2 日
第 1 0 年分	令和 1 3 年(2031年) 8 月 2 日
第 1 1 年分	令和 1 4 年(2032年) 8 月 2 日
第 1 2 年分	令和 1 5 年(2033年) 8 月 2 日
第 1 3 年分	令和 1 6 年(2034年) 8 月 2 日
第 1 4 年分	令和 1 7 年(2035年) 8 月 2 日
第 1 5 年分	令和 1 8 年(2036年) 8 月 2 日
第 1 6 年分	令和 1 9 年(2037年) 8 月 2 日
第 1 7 年分	令和 2 0 年(2038年) 8 月 2 日
第 1 8 年分	令和 2 1 年(2039年) 8 月 2 日
第 1 9 年分	令和 2 2 年(2040年) 8 月 2 日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

問い合わせ先 審査業務課登録室
電話 0 3 (3 5 8 1) 1 1 0 1 (代表)
特許担当 内線 2 7 0 8



特 許 証

(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第7116498号
(PATENT NUMBER)

発明の名称
(TITLE OF THE INVENTION)

インジウムとヒ素を含む層状構造化合物、ナノシートおよびこれを用いた電気素子

特許権者
(PATENTEE)

大韓民国 03722 ソウル ソデムン－グ
ヨンセイーロ、50 (シンチョン－ドン)
国籍・地域 大韓民国
インダストリー－アカデミック コオ
ペレイション ファウンデーション、
ヨンセイ ユニバーシティ

発明者
(INVENTOR)

シム, ウーヨン
キム, テーヨン

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

特願2020-201196

出願日
(FILING DATE)

令和 2年12月 3日(December 3, 2020)

登録日
(REGISTRATION DATE)

令和 4年 8月 2日(August 2, 2022)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

令和 4年 8月 2日(August 2, 2022)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

濱野 幸一

